

## 令和5年度 第2回天王寺区教育会議 次第

日時：令和6年3月6日(水)19時～

場所：天王寺区役所 講堂

### ○天王寺区の教育に関する取組について

#### (1) 学校教育の支援（学力・教育環境向上の取組）

- ① 校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠）
- ② こどもサポートネット事業
- ③ スクールカウンセラー事業
- ④ 学校図書館の活用
- ⑤ 校園等における外国語サポーター導入による支援

#### (2) 社会教育関連の取組

- ① 天王寺区「小学生多文化理解事業」
- ② 天王寺区ジュニアクラブ事業
- ③ こどもの居場所等における学び・生活サポート事業
- ④ 民間事業者を活用した中学生学習支援事業
- ⑤ 防災教育の取組

#### 【配付資料】

- ・天王寺区教育会議委員名簿（令和5年12月11日現在）〔裏面〕
- ・天王寺区教育会議について
- ・天王寺区の教育に関する取組について
- ・〔参考〕天王寺区教育会議開催要綱

天王寺区教育会議委員名簿

令和5年12月11日現在

| 学校名等            | 氏名     | 所属団体・役職等        |
|-----------------|--------|-----------------|
| 天王寺中学校          | 戎 基明   | 前PTA会長          |
| 夕陽丘中学校          | 高岡 達也  | 同校学校協議会（PTA会長）  |
| 高津中学校           | 芳山 智子  | 同校学校協議会（元PTA会長） |
| 天王寺小学校          | 米川 明   | はぐくみコーディネーター    |
| 大江小学校           | 石井 文行  | はぐくみコーディネーター    |
| 聖和小学校           | 高岡 勇   | はぐくみコーディネーター    |
| 五条小学校           | 田原 裕之  | はぐくみコーディネーター    |
| 生魂小学校           | 新發田 恵司 | はぐくみコーディネーター    |
| 桃陽小学校           | 谷向 真人  | はぐくみコーディネーター    |
| 味原小学校           | 宮里 拓実  | はぐくみコーディネーター    |
| 真田山小学校          | 稲田 喜照  | はぐくみコーディネーター    |
| 区政会議<br>子育て・教育班 | 池田 健太  | 区青少年指導員連絡協議会    |
|                 | 大野 加寿子 | 真田山地域活動協議会      |
|                 | 岡崎 富彦  | 公募委員            |
|                 | 栗谷 信之  | 天王寺連合地域活動協議会    |
|                 | 佐藤 和代  | 味原地域総括会         |
|                 | 平嶋 正   | 公募委員            |
|                 | 平田 重子  | 区母と子の共励会        |
|                 | 山田 英樹  | 公募委員            |
|                 | 吉田 有香  | 聖和まちづくり協議会      |

## 天王寺区教育会議について

### 【目的】

各区における分権型教育行政の推進にあたり、区担当教育次長（区長）が、教育に関する取組のモニタリング（状況把握・評価等）とその状況に応じたサポートに資するよう、保護者・地域住民等の多様な意見・ニーズをくみとることを目的とする。

⇒ 保護者・地域住民との「天王寺区教育会議」を開催（平成 27 年度～）

### 【概要】

○委員数

20 人程度（小・中学校の学校協議会委員[保護者・地域住民]各校 1 名、  
区政会議[子育て・教育班]委員）

○開催回数

年 2 回

○主に意見を聴取する内容

第 1 回（9 月）：教育施策に関する方向性についての意見聴取

第 2 回（3 月）：                “                実績・成果について説明、及び意見聴取

### 【当区の考え方】

区民の方々から子育て・教育に関し、ご意見を聴取しながら子どもの育成につながる事業を企画・実施し、また学校教育に関しては、学校での取組を尊重しつつ、分権型教育行政の観点からサポートを行うことにより、子どもたちの学校教育・学校外の社会教育の環境を整備し、「世界に通じる文教『都市』」をめざした人材育成の取組を推進する。

### 【教育会議で意見を聴取する項目】

天王寺区における教育に関する取組について

- 学校教育の支援（学力・教育環境向上の取組）
- 社会教育関連の取組

#### \*これまでの主な改善点

- ・「英語交流・国際理解教室」の対象を未就学児まで拡充。また、多くの子どもが参加しやすい取組に改善
- ・キャリア教育の中学校との連携実施
- ・スクールカウンセラーの区内全小学校への派遣 など



**令和5年度 第2回天王寺区教育会議**

# **天王寺区の 教育に関する取組について**

## 校長経営戦略支援予算(区担当教育次長執行枠) (6年度予算 290万円 (5年度 290万円))

### 1 目的

分権型教育行政を施策面でも推進するため、平成28年(2016年)度から区長(区担当教育次長)が事業を企画・立案して執行できる「校長経営戦略支援予算(区担当教育次長執行枠)」を設け、学校のニーズを踏まえた施策を各区で実施する

### 2 実施概要(当区の取組)

学校が掲げる教育目標の中から区が重視する施策分野において、学校連携による取組を行うことのほか、各学校が自校の特色・課題を反映させた取組を実施する。

#### ○5年度の取組

##### ➤ 学校連携による人材育成事業【学校連携】

- ・天王寺区小学校体験交流会(5年生)

区内8小学校の5年生児童を対象に、各中学校区別に天王寺動物園にて開催

- ・天王寺区大阪市立中学校合同文化祭(主に文化部活動)[12月2日(土)天王寺区民センター]

区内3中学校の教育・文化活動の発表、作品展示、交流の場とする合同文化祭を開催

##### ➤ 外部指導者等招聘事業(授業・部活動への外部講師の招聘)

- ・プロ奏者による吹奏楽指導(高津中、5・6・7・12・1・2月)

##### ➤ 学校教育環境向上事業(ICT教育の充実、学力・体力向上等環境整備)

- ・大型テレビの設置(生魂小)、体力向上用品の購入(天王寺小、桃陽小、聖和小、夕陽丘中)
- ・学力向上用品の購入(大江小、五条小、味原小、真田山小、天王寺中)、翻訳機の購入(全校)

##### ➤ 中学校キャリア教育の支援事業(学校への外部講師の招聘)

- ・これまで区役所で実施してきたインターンシップ先やテンサポ(天王寺区サポーター制度)登録事業者より、学校が行う職業講話の講師を派遣(天王寺中 6月)(夕陽丘中 2月)



### 3 目標・達成状況

- ・目標: 学校、地域の実情に応じた教育が行われたと感じる教育会議委員 80%以上
- ・実績: 4年度 100% 3年度 未測定

### 4 次年度以降の考え方

今後も学校ニーズを把握しながら、学校の特色づくりや課題解決に向けた取組を実施し、教育活動を支援していく

## こどもサポートネット事業（教育委員会事務局、こども青少年局事業）（6年度予算 968万円（5年度 849万円））

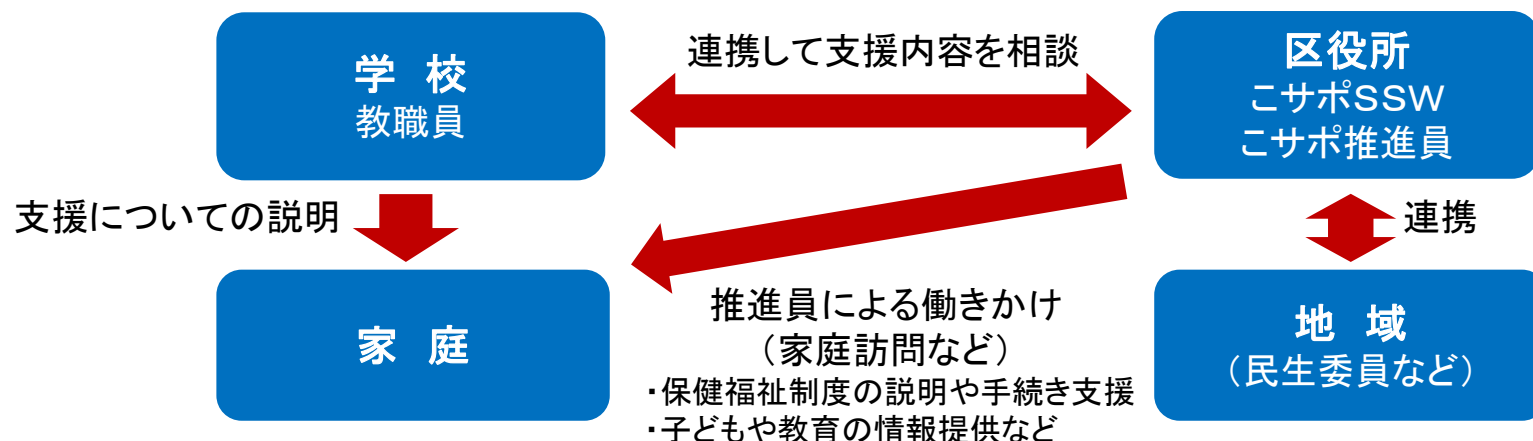
### 1 目的

課題を抱えた子どもや子育て世帯を小・中学校において発見し、学校と区役所が連携して教育的な支援、保健福祉の支援制度や地域資源等の適切な支援につなぎ、子どもと子育て世帯を社会全体で総合的に支援する

### 2 実施概要

子どもたちの学校生活の様子を通して、学校とスクールソーシャルワーカー（SSW）や保健福祉分野の支援をよく知る区役所職員（こどもサポート推進員）が連携して話し合い、その児童生徒や世帯が利用できる制度を紹介したり、手続きの手伝いを行う

#### 【こどもサポートネットの流れ】



### 3 支援実績等〔1月末現在〕

・学校と区役所との会議、ケース数 11校34回、76件（4年度 11校28回、48件）

### 4 学校からの主な意見

- ・学校と区役所との会議実施により、担任がひとりで抱え込むことなく支援を行うことができた。活用できる福祉制度を知ったことで福祉サービスの利用を学校から提案することもできた。
- ・こどもサポート推進員の定期的な家庭訪問などを通じて面談してもらえることで、子どもや保護者の安定にもつながり助かっている。

### 5 次年度以降の方向性

SSW（2名）を中心に、ヤングケアラーを含め手厚い支援を行う。またこどもサポート推進員による学校訪問を増やす中で、学校との会議を定期的に行い、地域や関係機関と連携し、子どもやその世帯が抱える課題・問題の解決に向け適切な支援につなげる。

## スクールカウンセラー事業 (こども青少年局事業) (6年度予算 1,696万円 (5年度 1,641万円))

### 1 目的

いじめ・不登校等の子どもの問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決

### 2 実施概要

小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、地域内の幼児から高校生までの本人・保護者等へのカウンセリングを行う

### 3 スクールカウンセラーについて

業務内容：不登校・いじめ等における心理に係る専門的知識・経験に基づく相談業務

勤務時間：午前10時～午後4時45分(6時間) (年間35週) 相談時間：1回1時間以内

申込方法：中学校保護者・生徒は当該中学校に、他の学校園の保護者・児童は在籍学校園を通じて校下中学校に申込み  
(学校園を経由した申込みを希望しない場合は教育相談窓口へ電話することもできる)

### 4 相談実績等[12月末現在]

相談件数 151件、うち解決改善件数(未測定)      4年度 相談件数400件、うち解決改善件数206件[51.5%]

3年度 相談件数320件、うち解決改善件数179件[55.9%]

[全市目標：45%]

➤ 配置状況：天王寺中(金曜)、天王寺小(金曜)、聖和小(火曜)、大江小(木曜)  
夕陽丘中(月曜、木曜)、五条小(火曜)、生魂小(木曜)、桃陽小(金曜)  
高津中(火曜、木曜)、味原小(火曜)、真田山小(火曜)

※カウンセラーを増員し、3年度からすべての小・中学校に1名配置(各校週1日配置)  
さらに相談状況をふまえ、4年度から夕陽丘中に、5年度から高津中に1名増配置

### 5 学校からの主な意見

- ・カウンセリング及び空き時間は教室を回って児童の様子を見てもらっている
- ・保護者にもカウンセリングを受けてもらっている。カウンセリング後の教員への状況報告も丁寧に行っている

### 6 次年度以降の方向性

- ・学校における活用状況を把握しながら、引き続き実施していく。
- ・ヤングケアラーへの支援として、令和4年度、5年度に引き続き6年度もカウンセラーを1名増配置  
6年度は相談状況等を考慮に入れて天王寺中学校に配置し、体制のさらなる充実を図る。(全中学校で週2日配置)

## 学校図書館の活用(教育委員会事務局事業) (6年度予算(24区)3億1,298万円(5年度予算(24区)2億7,394万円))

### 1 目的

読書活動は、学力・知識の基盤となる言語力の向上に寄与するとともに、学力とも関連するものであり、教員を補助する人材を配置し、開館回数増、読書環境の整備をめざす

### 2 実施概要

学校図書館補助員を配置し(平成27年10月～)、学校図書館の開館回数の増(週7回開館目標)及び魅力ある学校図書館づくりを行う  
令和4年4月～学校図書館補助員にかえて「学校司書」「主幹学校司書」を配置

### 3 学校司書について

職務内容: 1人あたり2～3校を担当し、学校図書館の開館、貸出業務、環境整備等を行う  
(コーディネーター(中央図書館勤務)が適宜学校を巡回)

勤務時間: 学校司書1日6時間(各校週1日)、主幹学校司書(1校専任週4日)

### 4 当区の状況について

(1) 週当たりの開館回数(始業前、2～3限目で15分以上の休憩、昼休み、放課後のうち開館されている回数)

小学校 6.5回(平成27年7月配置前) → 11.1回(4年度12.1回、3年度11.0回)

中学校 5.5回( ) → 8.7回(4年度8.0回、3年度8.0回)

(2) 主幹学校司書・学校司書配置 ※当区は主幹学校司書を桃陽小学校に配置、5名の学校司書が交代で10校に勤務している

主幹学校司書(桃陽小(月)～(木))

学校司書①(真田山小(木)・高津中(火))、学校司書②(味原小(金)・天王寺中(木))、

学校司書③(五条小(月)・(木))、学校司書④(聖和小(木)・生魂小(火)・夕陽丘中(水))、学校司書⑤(大江小(火)・天王寺小(木))

(3) 活動事例

季節やテーマに合わせた展示の実施、読み聞かせの実施、蔵書管理の電算化 など

### 5 目標・達成状況

・目標: 週当たりの開館回数 各校8回以上(元年度までは各校7回以上)

・実績: 目標達成(11校中)9校 (4年度 9校、3年度 9校、2年度 8校、元年度 11校)

### 6 次年度以降の方向性

コーディネーターと連携を深め、主幹学校司書及び学校司書を中心に、児童生徒がより図書に親しめる学校図書館づくりをすすめる



## 校 園 等 に お け る 外 国 語 サ ポ ー タ ー 導 入 に よ る 支 援 （ 6 年 度 新 規 事 業 予 算 50 万 円 ）

### 1 目 的

区内の市立保育所・幼稚園・小学校・中学校等において、外国語による対応が必要な未就学児・児童・生徒及びその保護者への対応における言語面の支援による校 園 等 の 教 育 環 境 の 向 上

### 2 実 施 概 要

外国語による意思疎通が可能な有償ボランティアによる以下の支援

- ・ 外国語による対応が必要な未就学児・児童・生徒の保護者への相談対応
- ・ 外国語による対応が必要な未就学児・児童・生徒の授業中、保育中、休憩時間における言語面の支援

※現在登録しているボランティアは、商社等で外国語を使う業務の経験のある方や日本居住歴の長い、教育経験を有する外国出身の方などが登録している。

### 3 今 後 の 方 向 性

外国語による対応が必要な未就学児・児童・生徒の編入状況を注視し、対応を検討していく。

## 外国にルーツを持つ方々の 「通訳ボランティア」（有償）を 募集します☆

あなたの語学力を  
学校や幼稚園などで  
活かしませんか？

現在、天王寺区内の学校園では、新たに来日した外国にルーツをもつ子どもたちが増えています。彼たち・彼女たちの中には、日本語を十分理解できないために孤立してしまったり、さらには役所や学校園等の担当者と保護者間におけるコミュニケーションがうまくいかず、日常的なお困りごとの解決が遅れてしまうといったことが、少なくありません。外国語・日本語ができる方は、通訳として活動してみませんか？特に中国語のニーズが高いため、中国語ができる方のご応募をお待ちしております。

条件：外国語（特に中国語）・日本語ができる方。  
18歳以上（高校生不可）で、園児・児童・生徒・保護者との通訳に意欲的に関わっていただける方

活動場所：天王寺区内の学校園及び天王寺区役所等

活動日・時間：月曜日～金曜日（学校園の行事等）



活動時間：各回1～2時間程度（回数や時間についてはご相談ください）

報酬等：活動1時間あたり1,100円 交通費支給（区が保険に加入します）

申込方法：「外国語サポーター登録申請書兼口座振替申出書」によりお申し込みください

※ 活動場所・時間については登録後に相談します。この申し込みは、活動を確約するものではありませんので、ご了承ください。

お問い合わせ先：〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20番33号  
3階33番窓口 天王寺区役所市民協働課（教育文化）  
電話：06-6774-9743  
EMAIL: ti0017@city.osaka.lg.jp

## 天王寺区「小学生多文化理解事業」【対象:小学生】(6年度予算 14万円 (5年度 19万円))

### 1 目的

小学生に対して、外国人や外国文化を体験した方との外国の遊びや外国語による簡単な会話などの交流を通して、異なる文化・行動様式や多様性に対する理解の促進を図り、世界に目を向けるきっかけとなることをめざすとともに、外国語学習への意欲を喚起する。

### 2 実施概要(天王寺・生魂小学校 今年度実施分)

対 象：天王寺小学校4年生(32人×2クラス)

生魂小学校3年生(25人×2クラス)

生魂小学校5年生(25人×2クラス)

場 所：天王寺小学校、生魂小学校各学級の教室

日 程：天王寺小(4年生)10月23日(月)9:45~11:35

生魂小(3年生)10月17日(火)9:40~11:25

生魂小(5年生)11月17日(金)9:40~11:25



### 3 目標・達成状況

- ・目標：参加児童へのアンケートにおいて肯定的な回答(満足度)の割合 70%以上

- ・実績：(令和5年度)3年生：100%、4年生：98%、5年生：97%

「日本と外国の違いをもっと知りたい」「日本と文化が違って不思議だった」

(令和4年度)3年生：100%、5年生：96%

### 4 次年度以降の方向性

さらに多くの小学校で実施できるよう、今年度の実施状況を各校と共有し、学習機会の増加に努める。

## 天王寺区ジュニアクラブ事業【対象:小学4年生～高校生】(6年度予算 27万円(5年度 24万円))

### 1 目的

「やさしく思いやりのある青少年の健全育成」とともに「将来の地域活動を担う人材の育成」をめざして、平成19年度より実施

### 2 実施概要

学校・地域との協働により、地域行事へのボランティア参加や施設見学・体験を行う。(年5回程度)

[5年度の取組] 天王寺の歴史にふれよう!～徳川家康と天王寺～ 令和5年5月28日(日) 参加者 48人

天王寺図書館を探検しよう!～図書館司書の仕事を知ろう～ 8月17日(木) 参加者 32人

番外編活動:天王寺動物園に行こう(会員企画) 8月17日(木) 参加者 25人

ボッチャを体験しよう～みんなでできるスポーツを知ろう～ 10月29日(日) 参加者 31人

天王寺区大阪市立中学校合同文化祭の運営スタッフをしよう! 12月2日(土) 参加者 20人

いろんな国の遊びを楽しもう!～留学生と国際交流～ 令和6年2月4日(日) 参加者 47人

[5年度会員] 164人(内訳:小学生96人、中学生38人、高校生30人)(5年度新規会員 54人4年度新規会員 29人)



### 3 参加者の主な意見

天王寺でかつてどんな歴史があったのかよく分かった／歴史を知れて楽しかった／天王寺区のことをもっと知りたい  
図書館の人になりたいと思った／障がい者の人と一緒にできたのが楽しかった／皆と協力してできて楽しかった

### 4 目標・達成状況

・目標:活動の趣旨(ボランティア等)が理解できた 70%以上 ・実績:89% (4年度100%、3年度 100%)

### 5 次年度以降の方向性

- ・子どもたちが参加したいと思う活動となるよう、引き続き子どもたちの意見を聴取する場を設け、今後の活動内容に反映する。
- ・学校とも活動状況や子どもたちの参加状況等の情報共有を図り、連携の強化に取り組む。

## こどもの居場所等における学び・生活サポート事業【対象:小・中学生】(6年度予算 109万円 (5年度 109万円))

- 1 目的  
民間事業者や学校等と連携し、支援を要する子どもの学力向上と精神面の支援を行う「こどもの居場所」での学習支援・生活相談を行うサポーターの活動を支援する
- 2 実施概要  
・居場所における「学び・生活サポーター」 派遣 (上限895時間 1,100円/時間)・子どもの学習指導・精神面の支援に知識・経験者 (大学生、教員等経験者など)
- 3 区内のこどもの居場所等におけるサポーター派遣状況等[1月末現在]

|                         |             |             |                 |
|-------------------------|-------------|-------------|-----------------|
| (1) 啓林館わくわく学習教室 (大道4丁目) | 月2回不定期開催    | 17:00～18:30 | ※学び・生活サポーター派遣なし |
| (2) 学習塾Sien (大道3丁目)     | 月曜・水曜       | 16:00～17:50 | ※学び・生活サポーター1名派遣 |
| (3) 寺子屋teller (下寺町2丁目)  | 月曜・水曜       | 16:00～17:50 | ※学び・生活サポーター2名派遣 |
| (4) あんだんて (小橋町)         | 日曜          | 13:00～18:00 | ※学び・生活サポーター派遣なし |
| (5) みんなで学ぶ教室 (堂ヶ芝2丁目)   | 水曜・土曜       | 18:00～20:00 | ※学び・生活サポーター派遣なし |
| (6) ともいき子ども塾 (上本町5丁目)   | 第3月曜        | 16:00～18:30 | ※学び・生活サポーター派遣なし |
| (7) アジハラベイス (味原町)       | 金～日曜        | 16:00～18:00 | ※学び・生活サポーター1名派遣 |
| (8) あっちゃん子ども会 (味原町)     | 第1・3日曜      | 10:00～12:00 | ※学び・生活サポーター1名派遣 |
| (9) 聖和こども学習会 (勝山2丁目)    | 月1回第1土曜中心開催 | 14:30～16:30 | ※学び・生活サポーター3名派遣 |
| (10) 無料塾こみや (小宮町)       | 金曜          | 16:00～18:00 | ※学び・生活サポーター派遣なし |
| (11) こどもひろば (上本町8丁目)    | 月曜          | 18:00～20:00 | ※学び・生活サポーター派遣なし |
| (12) 夕陽丘中学校 (小宮町)       | 月曜・水曜       | 14:30～16:30 | ※学び・生活サポーター1名派遣 |
| (13) 味原小学校 (味原町)        | 火～金曜        | 14:30～15:30 | ※学び・生活サポーター3名派遣 |
| (14) 聖和小学校 (寺田町1丁目)     | 水曜          | 14:30～15:30 | ※学び・生活サポーター2名派遣 |
| (15) 桃陽小学校 (堂ヶ芝1丁目)     | 火～金曜        | 14:30～15:30 | ※学び・生活サポーター1名派遣 |
| (16) 真田山小学校 (玉造本町)      | 水曜          | 14:30～15:30 | ※学び・生活サポーター1名派遣 |



[聖和こども学習会]



[ともいき子ども塾]



[無料塾こみや]

### 4 参加者の主な意見

答え合わせをして問題の解き方を教えてくれた／教え方が分かりやすかった／話を聞いてもらい共感してもらえた

### 5 目標・達成状況

・目標: サポートを受けて改善した(勉強が分かるようになった等) 70%以上 ・実績: 勉強が分かるようになった 82%、話を聞いてもらってよかった 100%  
(4年度 勉強が分かるようになった 100%、話を聞いてもらってよかった 100%)

### 6 次年度以降の方向性

民間が設置する居場所の周知とともに開設場所や学習支援等を行う事業者の連携を積極的に進め、支援を必要とする子どもの状況に応じた居場所での支援につなげる。

## 民間事業者を活用した中学生学習支援事業【対象:中学生】(6年度予算 4万円(5年度 11万円))

### 1 目的

- ・中学生の基礎学力の向上・学習習慣の形成を図るため、各区で民間事業者を活用した課外学習を実施
- ・当区は「Z会グループによる天王寺塾」として、天王寺区民センターと天王寺区子ども・子育てプラザを会場に開講

### 2 実施概要(実施事業者:(株)エデュケーショナルネットワーク(Z会グループ))

対 象:区内在住の中学生(※4月から小学校5・6年生にも拡充)

場 所:夕陽丘教室(区民センター) 月・木 18:00~19:10、19:15~20:25

味原教室(子ども・子育てプラザ) 火・金 18:00~19:10、19:15~20:25

回 数:週2回(70分間×2コマ/1日)

授業内容:講師1名対生徒5名以下の少人数指導

受講生ごとの習熟度に合わせた教材を使用

学習計画表をもとに講師と二人三脚で学習

自習スペース・自主学習のための貸出教材あり

受講料:月10,000円(塾代助成カード使用可)

※塾代助成カード:学習塾などで月1万円まで利用できるカード(所得制限あり)

12月現在参加生徒:26人(夕陽丘教室 18人、味原教室 8人)



[授業の様子]

### 3 参加者の主な意見[12月末現在]

- ・参加して勉強がよく分かるようになった 6人、少し分かるようになった 7人、変わらない 1人
- ・英語や数学が前より分かるようになった/数学の計算のやり方がよく分かった。勉強にすこしづつ意欲的になれた
- 苦手な教科や学校で分からないところ、自習学習などのワークも教えてくれるのでわかりやすい

### 4 目標・達成状況

- ・目標:参加前より学校の授業がわかるようになった 70%以上
- ・実績[12月末現在]:93%(4年度 94%、3年度 86%)

### 5 当区の考え方

必要とする生徒が受講できるよう、学校と連携し事業の周知を行う。

なお、令和6年4月から本事業の対象学年について、小学校5・6年生にも拡充する。(これにより小5~中学生が対象となる。)

## 防災教育の取組

### 1 各校の防災教育の取組への協力

学校が実施する児童生徒を対象にした防災教育に協力

(取組内容) 防災クイズ、防災マップづくり、紙皿・紙スリッパづくり、備蓄物資の紹介、防災講話（中学生対象） など

○5年度の取組

天王寺小（9月）

五条小（9月 校庭キャンプ）

聖和小（11月 校庭キャンプ）

生魂小（1月）・天王寺中（11月）

夕陽丘中（11月）・高津中（3月）

【未開催】

大江小・桃陽小

味原小・真田山小



[中学生向け防災学習動画]



[防災学習(高津中学校)]

※小・中学生向けの動画教材を作成の上、区YouTubeチャンネルに掲載し、コロナ禍における防災教育の充実を図る

### 2 地域での防災の取組への協力

- ・地域の防災関係行事（子ども向け行事）：聖和防災ふえすた（10月29日開催）
- ・その他、各地域で実施する防災訓練

天王寺区教育会議開催要綱

制定 平成27年 7 月 1 日  
直近改正 令和元年 7 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、教育委員会事務局天王寺区担当教育次長（以下「区担当教育次長」という。）が、その所管に属する教育の振興に係る施策及び事業並びにこれに関連する分野の施策及び事業（天王寺区長又は天王寺区シティ・マネージャーの所管に属する施策及び事業で、区担当教育次長の所管に属する施策及び事業と関連するものを含む。以下「所管施策等」という。）について、その立案段階から保護者及び地域住民等の意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に関し意見を聴くための会議の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(区政会議との関係)

第2条 区担当教育次長は、必要に応じ、会議において所管施策等に関する区政会議の委員の意見を報告し、又は会議における意見を区政会議において報告するなど、双方の会議における意見が相互に議論に反映されるよう配慮するものとする。

(委員)

第3条 天王寺区教育会議委員（以下「委員」という。）は、会議において所管施策等に関して意見を述べるものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区担当教育次長が選定する。

- (1) 保護者（大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）に規定する本区の区域内に存する小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の親権を行う者をいう。）
- (2) 地域住民（本区の区域内に住所を有する者をいう。）
- (3) 区政会議の委員
- (4) 教育の振興に関する識見を有する者
- (5) 前4号に掲げるもののほか、区担当教育次長が適当と認める者

3 委員の選定方法は、区担当教育次長が別に定める。なお、委員の選定に当たっては、本区における教育の振興に識見を有する人材を含めるものとし、前項第1号及び第2号に掲げる者は、学校協議会（大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）第9条第1項の規定により設置される協議会をいう。）の委員とする。

4 委員数は、20人程度とする。

5 委員が欠けたときは、区担当教育次長は新たに委員を選定することができる。

6 委員の任期（第1項に規定する業務を行う期間をいう。以下同じ。）は、選定の日から2年とする。

7 第5項の規定により新たに選定された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、連続して3回以上選定されることができない。

9 委員には、報奨金その他の業務の対価を支払わないものとする。

10 区担当教育次長は、次のいずれかに該当することとなったときは、委員を解任することができるものとする。

- (1) 委員が心身の故障のため委員としての業務の執行ができないと区担当教育次長が認めるとき
- (2) 委員が会議の場において又は委員の名において、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次のアからオまでに掲げる行為をしたとき

ア 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘する行為  
イ 署名運動  
ウ 寄付金その他の金品の募集又は配布  
エ 会場での文書、図画、音盤又は形象の作成、回覧、配布、朗読又は掲示その他会場の施設の利用

オ 政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものの着用、表示、制作又は配布

(3) 第2項第1号及び第2号の規定により選定された委員が、本区民でなくなったとき又は学校協議会の委員でなくなったとき

(4) 第2項第3号の規定により選定された委員が、区政会議の委員でなくなったとき

(5) 前4号に掲げるもののほか、委員がその適格性を欠くと区担当教育次長が認めるとき  
(委員の意見を求める事項)

第4条 区担当教育次長が会議において委員の意見を求める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 所管施策等に関する計画及び方針に関する事項

(2) 所管施策等のうち主なものの実績及び成果の評価に関する事項

(3) 上記のほか、区担当教育次長が、所管施策等に関し必要と認める事項

2 区担当教育次長は、委員からの意見聴取の参考とするため、委員の意見を求める事項に識見の豊富な者を、関係人として出席を求めることができる。

(招集)

第5条 会議は、区担当教育次長が招集する。

2 区担当教育次長は、各年度において、少なくとも2回会議を開催するものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開で行う。ただし、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）

第7条に規定する非公開情報を取り扱うとき、公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され会議の目的が達成できないと認められるときその他公益上必要があると認められるときは、公開しないことができる。

(会議内容の公表)

第7条 区担当教育次長は、会議の開催の都度、議事要旨を作成し、教育長に報告するとともに、ホームページに公表しなければならない。

2 前項の議事要旨には、次に掲げる事項を記載し、会議において配布された資料（以下「配布資料」という。）を添付するものとする。ただし、前条の規定により会議が公開されなかったものについては、記載又は添付をしないものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席した者の氏名

(3) 委員に意見を求めた事項及びその意見の内容

(庶務等)

第8条 会議の庶務は、天王寺区教育担当課長及びその所属員が処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項は、委員に意見を求めたうえで、区担当教育次長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。